（控除対象揮発油の数量を証する書類等の作成方法）

第十九条　令第七十四条の二第二項に規定する控除対象揮発油所持販売業者等は、同項に規定する控除対象揮発油の数量を証する書類と同条第十三項に規定する届出書を複写する方法により作成するものとする。

附　則

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

○財務省令第十九号

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）第四条第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日　　財務大臣　菅　**直人**

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則（平成九年大蔵省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「又は貯金の口座が開設される」を「若しくは貯金の口座又は勘定が開設され、又は設定される」に改め、「当該口座」の下に「又は勘定」を加える。

第八条第一号イ中「の口座」の下に「又は勘定」を、「払出し」の下に「又は勘定の残高の払戻し」を、「払い出した日」の下に「又は勘定の残高を払い戻した日」を加える。

附　則

この省令は、資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

○財務省令第二十号

所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第百二十九条及び法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第五十六条の規定に基づき、減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日　　財務大臣　菅　**直人**

減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令

減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「規定する適格分割型分割」の下に「（以下この項において「適格分割型分割」という。）」を加え、同項ただし書中「規定する時」の下に「又は適格分割型分割の直前」を加え、同条第二項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「事後設立法人」を「現物分配法人」に改める。

附　則

1　この省令は、平成二十二年十月一日から施行する。

2　改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令第三条第一項及び第二項（中古資産の耐用年数等）の規定は、この省令の施行の日以後に行われる所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号。以下「改正法」という。）第二条の規定による改正後の法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十二号の十二又は第十二号の十五（定義）に規定する適格分割型分割又は適格現物分配について適用し、同日前に行われた改正法第二条の規定による改正前の法人税法第二条第十二号の十二又は第十二号の十五（定義）に規定する適格分割型分割又は適格事後設立については、なお従前の例による。

○財務省令第二十一号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十九条の四第二項及び第九十条の二第二項において準用する揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第二十八条第四項及び地方揮発油税法（昭和三十年法律第百四号）第十四条の二第四項並びに租税特別措置法第三十七条の十四第十九項の規定を実施するため、国税質問検査章規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日　　財務大臣　菅　**直人**

国税質問検査章規則の一部を改正する省令

国税質問検査章規則（昭和四十年大蔵省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「第八十九条の二第九項」を「第八十九条の二第十項」に、「及び第九十条第四項」を「、第八十九条の四第二項、第九十条第四項及び第九十条の二第二項」に、「及び第三項」を「及び第四項」に改め、同条第三項中「第三十七条の十一の三第十三項」の下に「又は第三十七条の十四第十九項」を加える。

別表第三中「特定口座年間取引報告書」を「特定口座年間取引報告書　非課税口座年間取引報告書」に改める。

附　則

この省令は、平成二十二年六月一日から施行する。ただし、第二条第三項の改正規定及び別表第三の改正規定は、平成二十四年一月一日から施行する。

○財務省令第二十二号

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第二条第一項第七号及び第八号並びに第十一条の規定に基づき、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日　　財務大臣　菅　**直人**

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則

（定義）

第一条　この省令において「法人税関係特別措置」、「法人税申告書」、「事業年度」、「連結事業年度」、「適用額」、「適用額明細書」又は「適用実態調査」とは、それぞれ租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第二号又は第四号から第九号までに規定する法人税関係特別措置、法人税申告書、事業年度、連結事業年度、適用額、適用額明細書又は適用実態調査をいう。

（適用額）

第二条　法第二条第一項第七号に規定する財務省令で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下「措置法」という。）第四十二条の三の二第一項又は第二項の規定　これらの規定の適用を受ける事業年度の所得の金額のうち年八百万円（当該事業年度が一年に満たない場合には、八百万円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額）以下の金額

二　措置法第四十二条の四第一項から第三項まで、第六項若しくは第七項（措置法第四十二条の四の二第一項、第二項又は第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第九項の規定　これらの規定により各事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額（措置法第四十二条の十一第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

三　措置法第四十二条の五第一項から第三項まで又は第六項の規定　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　措置法第四十二条の五第一項又は第六項の規定　これらの規定に規定する特別償却限度額

ロ　措置法第四十二条の五第二項又は第三項の規定　これらの規定により各事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額（措置法第四十二条の十一第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

四　措置法第四十二条の六第一項から第三項までの規定　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　措置法第四十二条の六第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

ロ　措置法第四十二条の六第二項又は第三項の規定　これらの規定により各事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額（措置法第四十二条の十一第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）